

平成30年度（平成29年度実施事業）行政評価の実施について

1 概要

- (1) 本市では、市民の福祉の向上及び満足度の高い行政を目指し、実施した事業（施策）について、市民に対する説明責任を果たしていくための取組として、長久手市行政改革指針（平成29年3月策定）に基づき、行政評価を実施しています。
- (2) 行政改革指針に基づく取組の検証を行っています。
- (3) 行政評価では、業務担当課が自ら行う『内部評価』と市職員以外の外部評価委員による『(仮称)外部評価』を実施しています。
 - ※ 行政改革・行政評価と政策体系の関連イメージ P 3
 - ※ 長久手市行政改革指針【概要版】 P 4
 - ※ 長久手市行政改革指針【本編】（抜粋） P 5
 - ※ 長久手市行政評価実施要領 P 6

2 実施目的

- (1) 効果的かつ効率的な行政運営を推進すること。
- (2) 行政の透明性を確保すること。
- (3) 予算編成への活用、決算の参考及び施策、事業等の改善に資すること。

3 実施方式

- (1) 事業評価（A票）・事務事業評価（B票）
- (2) 施策評価（S票）
 - ※ 予算・決算との連動をより図るため、地方自治法第233条に基づき議会に報告する決算関係書類の「決算にかかる主要事業の成果」との連動を予定しています。（参考P21）

4 事業評価（A票）・事務事業評価（B票）の実施

- (1) 対象事業（A票）の選定
 - ※ 各課等が所管する全ての事業を予算体系の「大事業」とします。
 - ア 前年度の行政評価の対象事業
 - イ 前年度の「決算にかかる主要事業の成果」の対象事業
 - ウ ア又はイ以外で、市が行政評価の対象とする必要があるとする事業
- (2) 対象事業（A票）及び事務事業（B票）（予定）
 - ア 対象事業（A票） 108事業
 - ※ 対象事業一覧は、P13を御参照ください。

<裏面につづきます。>

イ 対象事務事業（B票） 203事業

※ 対象事務事業（B票）は、対象事業（A票）に連なる予算体系の「中
事業」とします。

(3) 行政評価票（案）

ア 事業評価（A票）【前年度同様】：P 8

イ 事務事業評価（B票）：P 9

※ 「決算にかかる主要事業の成果」との連動を図るため、当該事業年
度（平成29年度）の「活動概要」及び「事業費内訳」を追加します。

ウ 事務事業評価 採点基準表【前年度同様】：P 11

5 施策評価（S票）の実施

(1) 対象施策（S票）の選定

ア 平成29年度行政評価の対象施策

イ ア以外で、市が行政評価の対象とする必要があるとする施策（取組）

※ 予算を伴わない施策（取組）、予算科目が複数にまたがる施策（取組）
等

(2) 対象施策（S票）（予定）

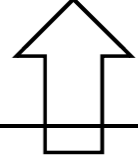
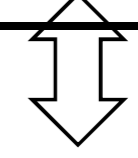
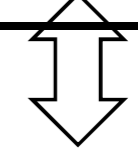
31施策

※ 対象施策一覧は、P 18を御参照ください。

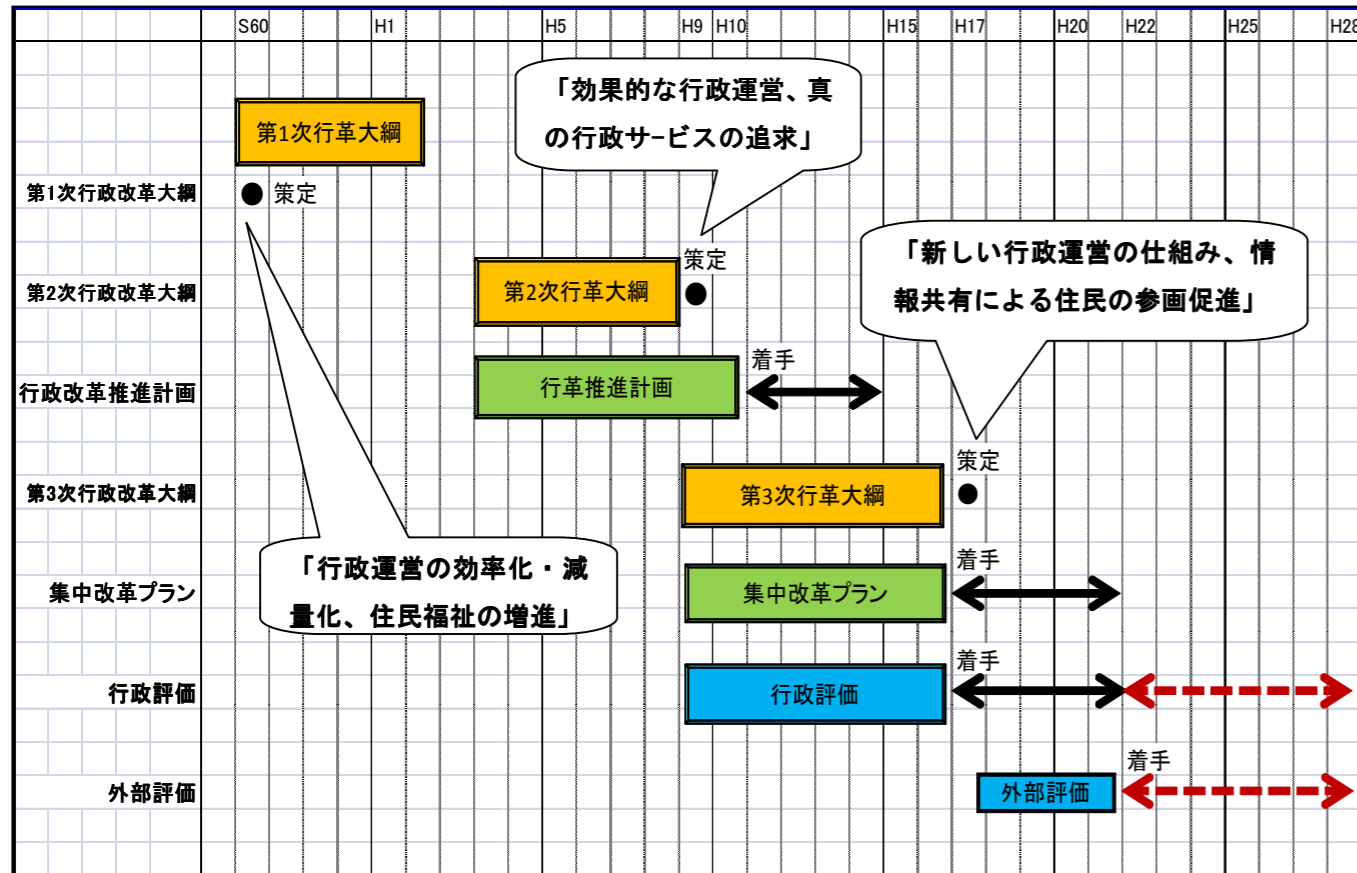
(3) 行政評価票（案）【前年度同様】

施策評価（S票）：P 12

行政改革・行政評価と政策体系の相関イメージ

	政策体系		行政改革	行政評価システム	
目的	政策 ◎市の将来像 ◎市の基本方針	○第2次新しいまちづくり行程 3つのフラッグ ※自治基本条例	○第5次総合計画 基本構想	○行政改革指針 将来像 基本方針	
目的・手段	施策 ◎分野別項目 ◎施策の進め方	○第2次新しいまちづくり行程 政策(11)	○第5次総合計画 基本計画 ○実施計画	○行政改革指針 基本項目 ・市民に向けた行政サービスの充実を目指した取組 ・行政運営を改善する取組	施策評価 (S票) 
	事業 ※施策評価につなげるための評価	○事業 ○予算(大事業)	○個別の事業	※行政改革指針に基づく取組の検証については、行政評価を活用する。	事業評価 (A票) 
手段	事務事業	○第2次新しいまちづくり行程 取組(57)	○個別の事務事業	事務事業評価 (B票) 	
		○事務事業 ○予算(中事業)			

1. これまでの行政改革の取組総括について【本編 P5】



◇ 集中改革プランでは、財政削減を中心として一定の成果を挙げた。

2. 行政改革指針策定の必要性について【本編 P9】

- ◇ 人口増加による都市基盤の整備などのニーズの高まり
- ◇ 急速な人口増加に伴い、地域によっては、コミュニティが希薄化
 - 行政運営の仕組みを前進させ、来たる局面に対処しなければならない。

3. 指針が目指す将来像と基本方針について【本編 P13】

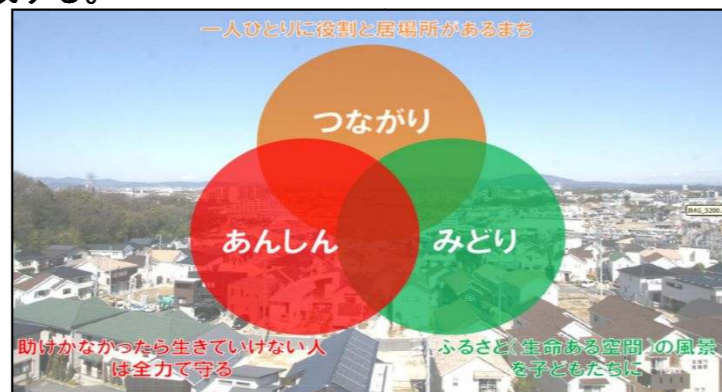
第2次新しいまちづくり行程表に基づいて構成する。

【将来像】

“一人ひとりに役割と居場所があるまち
～幸せが実感できるまち～”

【基本方針】

“3つのフラッグ
「つながり」「あんしん」「みどり」”



4. 指針を実現するための基本項目について【本編 P17】

2つの視点で基本項目を構成する。

- (1) 市民に向けた行政サービスの充実を目指した取組
 - 第2次新しいまちづくり行程表の「11の政策」

フラッグ1 つながり

- ・① 住民の力を生かした新しい役割分担の仕組みをつくる
- ・② 住民サービスを向上させる
- ・③ 地域にある施設の活用を推進する

フラッグ2 あんしん

- ・④ 地域一丸で、子育て支援を充実させる
- ・⑤ 障がい者も要介護も認知症も大丈夫
- ・⑥ 地域の安心安全をみんなで作る
- ・⑦ 健康づくりの輪を広げ、いくつになっても元気で輝く

フラッグ3 みどり

- ・⑧ 地球にやさしい低炭素社会をつくる
- ・⑨ 公共用地を中心にまちに緑の森を増やす
- ・⑩ “農”が持つ多様な役割をまちづくりに生かす
- ・⑪ 魅力ある景観を創り出す

- (2) 行政運営を改善する取組

合理的・効率的な行政運営の推進

- ・組織内の横断的な連携改善の強化
- ・行政評価の実施
- ・自治体情報システムのクラウド化
- ・ICT化と業務改革の一体的な取組
- ・情報セキュリティの確保
- ・自治体間連携

財政マネジメントの強化

- ・公共施設等総合管理計画（公共FM）の運用
- ・統一的な基準による地方公会計の運用
- ・公営企業会計の導入
- ・第3セクターの経営の安定化

行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

- ・民間委託
- ・指定管理者制度
- ・PPP/PFI

5. 行政改革指針の位置付けについて【本編 P21】

行政改革指針は、本市の行政改革を進めるうえでの羅針盤としての役割を果たし、まちづくりの重要な方針となるものである。

【運用期間】 平成29年4月1日から次期総合計画が策定されるまで

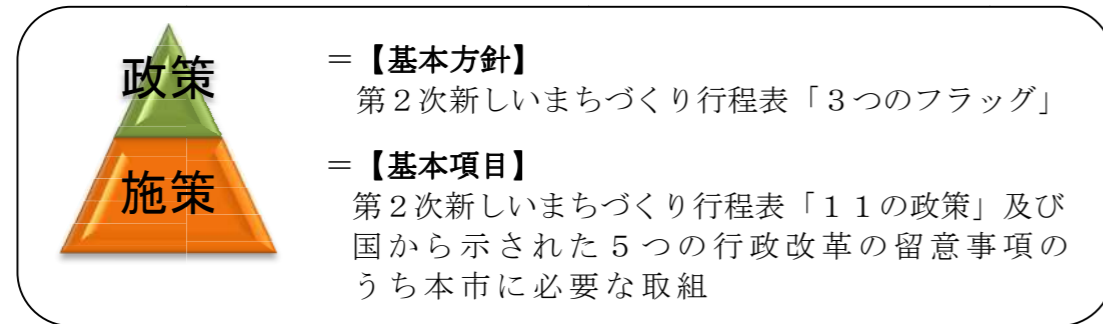
【推進体制】 行政改革推進本部、行政改革推進部会

【諮問機関】 行政改革推進委員会（外部有識者等で構成する諮問機関）

【取組の検証】 行政評価（内部評価・外部評価）を活用し、PDCAサイクルを機能させ、改善を図る。

5 行政改革指針の位置付けについて

(1) 指針の構成について



(2) 運用期間について

本指針の運用期間は、平成29年4月1日から次期総合計画が策定されるまでとします。

(3) 推進体制について

行政改革の効果を最大限発揮するためには、職員が一丸となって取り組むことが必要です。

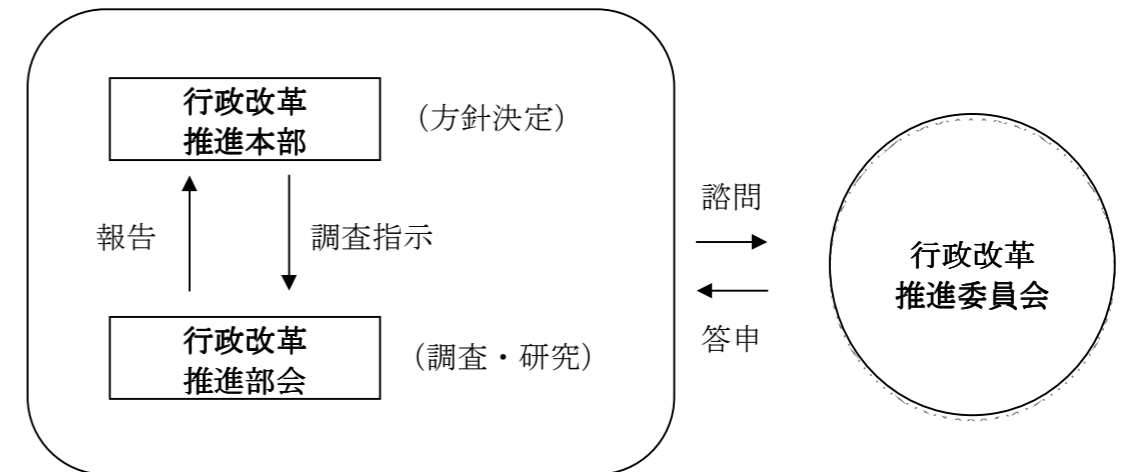
したがって、庁内の推進組織として「行政改革推進本部」を設置し、全職員が共通の認識をもって行政改革を推進する体制を構築します。

また、必要に応じて推進方法の具体的な検討を行うため、「行政改革推進部会」を設置し、行政改革の実効性を高める具体的な方策について調査・研究します。（※表8）

(4) 諮問機関について

外部の学識経験者等で構成する行政改革推進委員会は、指針のあり方や施策のすすめ方に対する助言、また、事業及び事務事業が

P D C Aサイクルによって適切に改善されているかどうかなどを評価します。



※ 表8 推進体制について

(5) 指針実現のための取組の検証について

行政改革指針は、本市の行政改革を進めるうえで羅針盤としての役割を果たし、まちづくりの重要な方針となるものです。

指針に基づくこれらの取組の検証については、行政評価（内部評価・外部評価）を活用し、行政改革指針の取組方針と取組実績との間にズレが生じていないかを評価します。

○長久手市行政改革推進本部
市の幹部職員で構成する行政改革の方向性を決定する機関

○長久手市行政改革推進部会
指針推進の方策を調査・研究するために設置される部会

○長久手市行政改革推進委員会
学識経験者、企業、団体及び公募市民で構成する委員会

○行政評価
本市では、市の行政運営の方針にそった計画を着実に推進するため、主要な施策に係る事業の進行管理をすること、本施策の市民への説明責任を果たすこと及び職員の意識改革をすることを目的として、平成17年度から行政評価を実施しています。

※ 行政評価とは以下のものに分類される

・内部評価：担当課が行う事業の自己評価をいう。

・外部評価：内部評価のうちから選定された事業について、外部の有識者等で構成される市行政改革推進委員会で行う評価をいう。

長久手市行政評価実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長久手市民の住民福祉の向上及び住民満足度の高い行政を目指すため、効果的かつ効率的な行政運営の推進及び行政の透明性を確保するとともに、予算編成への活用、決算の参考、施策、事業等の改善に資することを目的に、長久手市が実施する行政評価に関し必要な事項を定める。

(行政評価の対象)

第2条 行政評価の対象は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第5項に定める主要な施策、その施策に係る事業等（以下「施策等」という。）を基本とし、行政評価主管課が実施の都度定める。

(行政評価の実施)

第3条 行政評価は、次に掲げる評価について毎年度実施するものとする。

- (1) 内部評価（次条から第6条までに規定する評価）
- (2) 外部評価（第7条から第11条までに規定する評価）

2 内部評価の実施に当たり、評価項目、評価の視点その他必要な事項は、行政評価主管課が実施の都度定める。

(内部評価の実施)

第4条 内部評価は、第2条に規定する施策等について、業務主管課が実施する。

2 内部評価は、別記様式を用いて実施し、その他必要な事項は、行政評価主管課が実施の都度定める。

(内部評価結果の報告)

第5条 行政評価主管課は、業務主管課が行った内部評価を取りまとめ、その結果を市長に報告する。

(内部評価結果の公表)

第6条 内部評価の結果は、前条に定める市長への報告後速やかに市民に公表するとともに、議会への情報提供を行うものとする。

(外部評価の実施)

第7条 行政評価の客観性及び信頼性を確保するため、第三者による外部評価

を実施する。

2 外部評価は、長久手市行政改革推進委員会設置条例（昭和60年長久手町条例第14号）に規定する長久手市行政改革推進委員（以下「評価委員」という。）その他市長が必要と認める者をもって実施する。

（外部評価の視点）

第8条 外部評価は、次の各号に掲げる視点により評価する。

- (1) 内部評価の検証に関すること。
- (2) 施策等の改善に必要な意見、助言等に関すること。
- (3) その他本市の行政評価システムに関すること。

（外部評価の対象）

第9条 外部評価の対象は、業務主管課が内部評価を行った施策等の中から、評価委員が決定する。

（外部評価結果の報告）

第10条 長久手市行政改革推進委員会会長は、外部評価の講評を取りまとめ、その結果を市長に報告する。

（外部評価結果の公表）

第11条 外部評価の結果は、前条に定める市長への報告後速やかに市民に公表する。

（委任）

第12条 この要領に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月10日から施行する。

長久手市行政評価票（A票：事業評価票）（案）

事業番号	—	事業名		担当部課	
------	---	-----	--	------	--

基本情報	総合計画	基本方針			会計		
		分野別項目			款		
		施策の進め方			項		
	まちづくり 行程表	フラッグ			目		
		政策分類			大事業		
	その他(関係法令、要綱等)						
事業開始の背景、経緯等							

事業目的等	事業内容	(どのような事業なのか)					
	事業対象	(誰、何を対象にしているか)					
	事業意図	(対象をどのような状態にしたいか)					
	事業を 構成する 事務事業	①		④			
	②		⑤				
	③		⑥				

コスト推移	項目	単位	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	事業費(A)	千円	予算					
			決算					
	人件費(B)	千円	決算					
総コスト(A)+(B)	千円	決算						

成果推移	成果指標	単位	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	A		目標					
			実績					
	B		目標					
			実績					
	C		目標					
			実績					
【指標の説明】(指標の設定根拠、数値目標の設定根拠など)								
A								
B								
C								

環境変化	他市町での取組状況や事業を取り巻く環境変化	(他市町における同様の取組での特徴的な点、制度の変更、ニーズの変化、技術の変化など)
------	-----------------------	--

評価	目標達成状況	(成果指標等の目標に対する達成状況や進捗状況など)
	事務事業全体を見た課題	(構成している事務事業それぞれの評価を踏まえ、全体的な課題を整理)

今後	今後の方向性	(事業の成果を高めるための事務事業の方向性)
	中長期の目標	(いつごろまでに事業をどのような状態にしたいか)

【変更後】 長久手市行政評価票（B票：事務事業評価票）

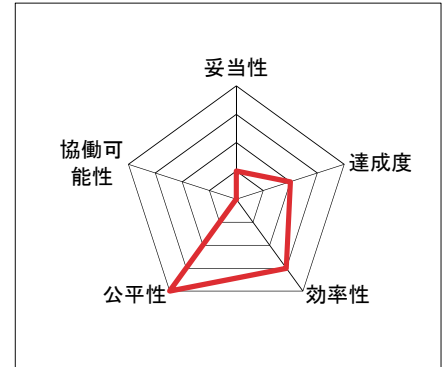
					事業名				
番号	①	事務事業名			款	項	目	大事業	中事業
事務事業の期間	事務事業開始年度				終了（予定）年度				

1. 事務事業の目的

対象・手段	(誰、何に対し、何をどのように実施しているのか)
意図	(対象をどのような状態にしたいか)

6. 評価

項目	評価
妥当性	1
達成度	2
効率性	3
公平性	4
協働可能性	-



2. コスト推移

項目	単位	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事業費	千円	予算 決算					
<事業費の主な内訳（当該事業年度）>							
①							千円
②							千円
③							千円

【アピールポイント】

(活動内容でアピールしたいこと、良かったことなど)

追加（当該事業年度の事業費内訳）

【ウイークポイント】

(活動内容で失敗したこと、改善が必要なことなど)

3. 活動推移

活動指標	単位	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
		目標					
		実績					
		目標					
		実績					
<備考：活動の概要（当該事業年度）>							

7. 今後の方向性

改善・見直し

【コメント】

(改善の方法、今後の具体的展開など)

追加（当該事業年度の活動概要）

4. 事務事業を取り巻く環境変化

(制度の変更、ニーズの変化、技術の変化など)

5. 前年度からの改善状況

<参考：前年度の事務事業評価のコメント>

(何をどのような状態に改善したのか)

【変更前】 長久手市行政評価票（B票：事務事業評価票）

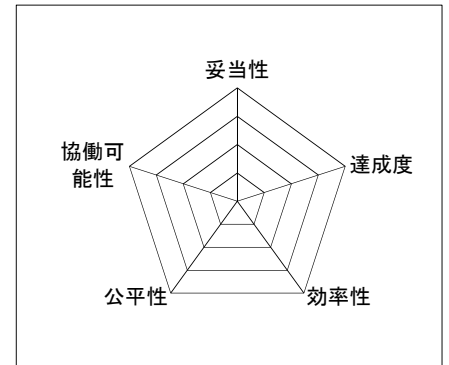
事業名									
番号	①	事務事業名			款	項	目	大事業	中事業
事務事業の期間	事務事業開始年度				終了（予定）年度				

1. 事務事業の目的

対象・手段	(誰、何に対し、何をどのように実施しているのか)
意図	(対象をどのような状態にしたいか)

6. 評価

項目	評価
妥当性	
達成度	
効率性	
公平性	
協働可能性	



2. コスト推移

項目	単位	区分					
事業費	千円	予算					
		決算					

3. 活動推移

活動指標	単位	区分					
		目標					
		実績					
		目標					
		実績					

4. 事務事業を取り巻く環境変化

(制度の変更、ニーズの変化、技術の変化など)

【アピールポイント】

(活動内容でアピールしたいこと、良かったことなど)

【ウィークポイント】

(活動内容で失敗したこと、改善が必要なことなど)

7. 今後の方向性

5. 前年度からの改善状況

<参考：前年度の事務事業評価のコメント>

(何をどのような状態に改善したのか)

【コメント】

(改善の方法、今後の具体的展開など)

長久手市行政評価票（S票：施策評価票）（案）

施策番号	—	施策名				
担当部課			関係部課			
基本情報	総合計画	基本方針				
		分野別項目				
		施策の進め方				
	まちづくり 行程表	フラッグ				
		政策分類				
	その他(関係法令、要綱等)					
施策開始の背景、経緯等						
施策の目的等	施策の内容	(どのような施策なのか)				
	施策の対象	(誰、何を対象にしているか)				
	施策の意図	(対象をどのような状態にしたいか)				
	施策に係る 主なコスト	①	千円	②	千円	
目標・成果推移	施策に係る取組	28年度	29年度	30年度	中期(おおよそ3年後)	長期(おおよそ5年後)
	A	目標	目標	目標	目標	目標
		実績	実績			
	B	目標	目標	目標	目標	目標
		実績	実績			
	環境変化	他市町での取組状況や 施策を取り巻く環境変化	(他市町における同様の取組での特徴的な点、制度の変更、ニーズの変化、技術の変化など)			
	改善状況	前年度からの 改善点	(何をどのような状態に改善したのか)			
	評価	目標達成状況	(目標・成果推移に対する達成状況や進捗状況など)			
課題		(目標達成状況を踏まえ、課題を整理)				
今後	今後の 方向性、 改善点	(施策を実施するにあたって今後の方向性、改善点など)				

【事務事業評価(B票) 採点基準】

評価項目	4点	3点	2点	1点	— (該当なし)
妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 上位施策の目的を達成するために不可欠な事務事業である。 市が実施することが不可欠な事務事業である。 廃止した場合の影響が極めて大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 上位施策の目的を達成するために必要な事務事業である。 市が実施することが必要な事務事業である。 廃止した場合の影響がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市が実施する必要性は必ずしも高くない。 廃止した場合に影響が少しある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市が実施する必要性は高くない。 廃止した場合に影響がほとんどない。 	
達成度	目標を十分に達成している。(120%以上)	目標を概ね達成している。(90%~120%)	目標に達していない。(60%~90%)	目標を大幅に達していない。(60%未満)	
効率性	1件あたりのコストや時間からみて、効率的に事業を実施している。さらに効率化できる余地がほとんどない。	1件あたりのコストや時間からみて、概ね効率的に事業を実施している。	1件あたりのコストや時間からみて、効率化できる余地がある。	1件あたりのコストや時間からみて、効率化できる余地が大いにある。	
公平性	対象者、受益者が政策的に適正である。 受益者負担がある場合、他市町からみても妥当である。又は受益者負担は該当しない。	対象者、受益者が政策的に概ね適正である。 受益者負担がある場合、他市町からみても概ね妥当である。	対象者、受益者を見直す余地がある。 受益者負担の内容を検討していく余地がある。又は新たな受益者負担を検討する余地がある。	対象者、受益者を見直す余地が大いにある。 受益者負担の内容を検討していく余地が大いにある。又は新たな受益者負担を検討する余地が大いにある。	・該当なし
協働の可能性	市民協働参加、参画をすでに実施している。さらに協働化できる可能性がほとんどない。	市民協働参加、参画をすでに実施している。さらに協働化できる可能性がある。	市民協働参加、参画をすでに実施している。さらに協働化できる可能性が大いにある。	市民協働参加、参画を実施しておらず、今後市民協働参加、参画が可能である。	・該当なし

平成30年度(平成29年度実施事業)事業評価(A票)・事務事業評価(B票)対象一覧(予定)

事業評価【A票】				事務事業評価【B票】		外部評価 実績 (過去5年)
No	担当課	会計区分	事業名【A票】	事務事業名【B票】		
1	政策秘書課	一般会計	政策事務事業	①	政策事務事業	
2	経営企画課	一般会計	公共交通事業	①	地域公共交通会議事業	H28, H26
3	経営企画課	一般会計	土地利用対策事業	①	土地利用対策事業	
4	人事課	一般会計	人事事務事業	①	人事事務事業	
5	人事課	一般会計	職員福利厚生事業	①	職員健康診断事業	
				②	職員互助会補助事業	
6	人事課	一般会計	職員研修事業	①	職員研修事業	
7	情報課	一般会計	情報化推進事業	①	情報化推進事務事業	
				②	住民情報システム管理事業	
				③	財務会計システム管理事業	
				④	グループウェアシステム管理事業	
				⑤	グループウェアシステム整備事業	
8	情報課	一般会計	市ホームページ運用事業(広報事業)	①	市ホームページ運用事業	
9	情報課	一般会計	広報事務等事業(広報事業)	①	広報事務事業	H27
				②	広報紙発行事業	
				③	市勢要覧作成事業	
				④	公共施設ガイドマップ作成事業	
				⑤	ケーブルテレビ番組制作事業	
10	情報課	一般会計	広聴事業	①	広聴事務事業	
11	行政課	一般会計	契約検査事業	①	契約検査事業	
12	行政課	一般会計	平和行政事業	①	平和行政事業	
13	行政課	一般会計	行政改革推進事業(企画事務事業)	①	行政改革推進事業	H28
14	行政課	一般会計	選挙啓発事業	①	選挙啓発事業	
15	財政課	一般会計	新地方公会計整備事業	①	新地方公会計導入事業	
16	財政課	一般会計	ふるさと寄附金推進事業	①	ふるさと寄附金推進事業	
17	市民課	一般会計	行政サービスコーナー管理事業	①	行政サービスコーナー管理事業	
18	市民課	一般会計	戸籍住民基本台帳整備事業	①	戸籍住民基本台帳整備事業	
19	たつせがある課	一般会計	地域振興事業	①	地域振興事業	
				②	集会所改修修繕事業	
20	たつせがある課	一般会計	男女共同参画推進事業	①	男女共同参画推進事業	
21	たつせがある課	一般会計	地域間交流事業	①	地域間交流事業	
22	たつせがある課	一般会計	大学連携事業	①	大学連携事務事業	
				②	大学連携提案助成金事業	
				③	大学連携基本計画策定事業	
23	たつせがある課	一般会計	国際化事業	①	国際化事務事業	
				②	国際交流協会補助事業	
				③	姉妹都市事業	
24	たつせがある課	一般会計	商工振興事業	①	商工事務事業	
				②	小規模企業等振興事業	
				③	信用保証料補助事業	
25	たつせがある課	一般会計	市民まつり事業	①	市民まつり事業	

事業評価【A票】				事務事業評価【B票】		外部評価 実績 (過去5年)
No	担当課	会計区分	事業名【A票】	事務事業名【B票】		
26	たつせがある課	一般会計	観光交流推進事業	①	観光PR事業	
27	悩みごと相談室	一般会計	市民相談事業	①	市民相談事業	
28	悩みごと相談室	一般会計	消費者行政推進事業	①	消費者生活相談事業	
29	安心安全課	一般会計	交通安全事業	①	交通安全対策事業	
				②	交通安全啓発事業	
30	安心安全課	一般会計	巡回バス運行事業	①	巡回バス運行事業	
31	安心安全課	一般会計	防犯事業	①	防犯対策事業	
				②	自主防犯活動支援事業	
				③	防犯啓発事業	
32	安心安全課	一般会計	防災訓練事業	①	防災訓練事業	
33	安心安全課	一般会計	自主防災活動支援事業	①	防災講習会実施事業	
				②	自主防災資機材貸与事業	
34	環境課	一般会計	環境基本計画推進事業	①	環境基本計画推進事業	
				②	地球温暖化対策設備導入促進補助事業	
				③	自然環境調査事業	
35	環境課	一般会計	清掃センター運営事業	①	清掃センター運営事業	
36	環境課	一般会計	ごみ啓発事業	①	ごみ啓発事業	H28
37	環境課	一般会計	公害対策事業	①	公害対策事務事業	
				②	公害対策整備事業	
38	生涯学習課	一般会計	社会教育事務事業	①	社会教育事務事業	
39	生涯学習課	一般会計	成人式事業	①	成人式事業	H29
40	生涯学習課	一般会計	公民館事業	①	公民館事務事業	
41	生涯学習課	一般会計	生涯学習推進事業	①	生涯学習推進事業	H28
42	生涯学習課	一般会計	社会体育団体補助事業	①	文化補助事業	
43	生涯学習課	一般会計	古戦場野外活動施設管理運営事業	①	古戦場野外活動施設管理運営事業	
44	生涯学習課	一般会計	文化・文化財事業	①	文化財事務事業	
45	生涯学習課	一般会計	色金山歴史公園管理運営事業	①	色金山歴史公園管理運営事業	
46	生涯学習課	一般会計	古戦場桜まつり事業	①	古戦場桜まつり事業	
47	生涯学習課	一般会計	学校開放事業	①	学校開放事業	
48	生涯学習課	一般会計	地域社会体育事業	①	社会体育事業	
				②	マラソン大会事業	
				③	文化スポーツクラブ事業	
				④	学校プール開放事業	
				⑤	愛知万博記念市町村対抗駅伝大会事業	
49	生涯学習課	一般会計	総合型スポーツクラブ運営事業	①	総合型地域スポーツクラブ運営事業	
50	生涯学習課	一般会計	杵ヶ池公園管理事業	①	杵ヶ池公園管理事業	
51	文化の家	一般会計	文化の家事業	①	文化の家事務事業	
				②	文化の家管理事業	
				③	文化の家整備事業	

事業評価【A票】				事務事業評価【B票】		外部評価 実績 (過去5年)
No	担当課	会計区分	事業名【A票】	事務事業名【B票】		
52	文化の家	一般会計	文化の家企画事業	①	ホール公演事業	H26
				②	企画展示事業	
				③	アートスクール事業	
				④	アウトリーチ事業	
				⑤	映像鑑賞会事業	
53	福祉施策課	一般会計	地域福祉推進事業	①	地域福祉推進事業	H28
				②	社会福祉協議会補助事業	
				③	支え合いマップ策定事業	
				④	ながくて地域スマイルポイント事業	
				⑤	地域福祉計画策定事業	
54	福祉課	一般会計	社会福祉事業	①	社会福祉事務事業	
				②	戦没者追悼事業	
				③	人権啓発活動地方委託事業	
55	福祉課	一般会計	障がい者福祉事業	①	障がい者福祉事務事業	
				②	心身障がい者社会見学事業	
				③	障がい援護事業	
				④	障がい者計画策定・評価事業	
56	福祉課	一般会計	障がい者自立支援事業	①	障がい者自立支援事務事業	
				②	地域生活支援事業	
				③	自立支援給付事業	
				④	障がい者総合支援通所施設管理事業	
57	福祉課	一般会計	生活保護事業	①	生活保護事務事業	
				②	生活困窮者自立支援事業	
58	福祉課	一般会計	災害救助事業	①	災害救助対策事業	
59	長寿課	一般会計	高齢者日常生活補助事業	①	紙おむつ助成事業	
				②	家族介護慰労金支給事業	
				③	訪問理美容サービス事業	
				④	高齢者住宅改修事業	
60	長寿課	一般会計	高齢者福祉事業	①	老人福祉事務事業	H29
				②	家具転倒防止事業	
				③	寝具洗濯乾燥事業	
				④	徘徊高齢者等家族支援事業	
				⑤	高齢者防犯対策事業	
				⑥	緊急通報システム事業	
				⑦	生涯学習事業	
				⑧	高齢者住宅等安心確保事業	
				⑨	高齢者福祉事業計画策定事業	
				⑩	自動車購入事業	
61	長寿課	一般会計	高齢者優待事業	①	高齢者文化施設優待事業	
				②	あったかあど事業	
				③	高齢者外出促進事業	
62	長寿課	一般会計	老人憩の家管理事業	①	老人憩の家管理事業	

事業評価【A票】				事務事業評価【B票】		外部評価 実績 (過去5年)
No	担当課	会計区分	事業名【A票】	事務事業名【B票】		
63	長寿課	一般会計	長生学園事業	①	長生学園事業	
64	子育て支援課	一般会計	ファミリーサポートセンター運営事業	①	ファミリーサポートセンター運営事業	H25
65	子育て支援課	一般会計	子育て支援センター運営事業	①	子育て支援センター運営事業	
66	子育て支援課	一般会計	放課後児童クラブ事業	①	放課後児童クラブ運営事業	H29
				②	放課後児童クラブ整備事業	
67	子育て支援課	一般会計	子育てコンシェルジュ設置事業(利用者支援事業)	①	子育てコンシェルジュ設置事業	
68	子育て支援課	一般会計	児童館利用促進事業	①	児童館活動事業	
				②	児童館まつり実施事業	
69	子育て支援課	一般会計	放課後子ども教室事業	①	放課後子ども教室運営事業	
				②	放課後子ども教室整備事業	
70	健康推進課	一般会計	成人保健事業	①	健康診査事業	
				②	検診事業	
71	健康推進課	一般会計	予防接種事業	①	予防接種事業	
72	健康推進課	一般会計	健康づくり推進事業	①	健康づくり計画推進事業	H27
73	健康推進課	一般会計	母子保健事業	①	母子保健事務事業	
				②	未熟児医療事業	
74	土木課	一般会計	道路新設事業	①	道路新設事業・市単独事業	
				②	道路新設事業・県費補助事業	
75	土木課	一般会計	交通安全施設設置事業	①	交通安全施設設置事業	
76	みどりの推進課	一般会計	農業振興事業	①	農業振興事務事業	H28
				②	米政策対策推進事業	
77	みどりの推進課	一般会計	農楽校事業	①	農楽校事業	
78	みどりの推進課	一般会計	平成こども塾事業	①	平成こども塾管理事業	H26
				②	平成こども塾企画事業	
79	会計課	一般会計	会計管理事業	①	会計管理事務事業	
				②	公共料金口座自動振替化事業	
80	安心安全課	一般会計	消防補助事業	①	消防補助事業	
81	安心安全課	一般会計	消防団運営事業	①	消防団事務事業	H28
				②	消防団活性化事業	
				③	自動車管理事業	
				④	消防団手当	
82	安心安全課	一般会計	消防水利設置事業	①	防火水槽設置事業	
				②	消火栓設置事業	
83	教育総務課	一般会計	教育委員会事務事業	①	教育委員会事務事業	
84	教育総務課	一般会計	適応指導教室事業	①	適応指導教室事務事業	H27
85	給食センター	一般会計	給食調理事業	①	給食調理事業	H25
				②	給食物資調達事業	
86	中央図書館	一般会計	中央図書館事業	①	中央図書館運営事業	H28, H26
				②	中央図書館管理事業	
				③	講座等企画事業	

事業評価【A票】				事務事業評価【B票】		外部評価 実績 (過去5年)
No	担当課	会計区分	事業名【A票】	事務事業名【B票】		
87	議会事務局	一般会計	議会運営事業	①	議会事務事業	
				②	会議録検索事業	
				③	録画配信事業	
				④	議会だより発行事業	
				⑤	議会研修事業	
88	監査委員事務局	一般会計	監査運営事業	①	監査運営事業	H27
89	保険医療課	国民健康保険特別会計	国民健康保険・趣旨普及事業	①	国民健康保険・趣旨普及事業	
90	保険医療課	国民健康保険特別会計	保健衛生普及事業	①	保健衛生普及事業	
91	保険医療課	国民健康保険特別会計	特定健康診査事業	①	特定健康診査事業	
				②	データヘルス計画策定事業	
92	財政課	土地取得特別会計	土地取得事業	①	土地取得事業	
93	下水道課	公共下水道事業特別会計	公共下水道事業	①	公共下水道事業	
94	下水道課	農村集落家庭排水施設特別会計	農村集落家庭排水施設事業	①	農村集落家庭排水施設事業	
95	福祉施策課	介護保険特別会計	包括的支援事業（生活支援体制整備等）	①	包括的支援事業（生活支援体制整備等）	H29
96	長寿課	介護保険特別会計	居宅介護サービス事業	①	居宅介護サービス給付事業	
				②	特例居宅介護サービス給付事業	
				③	居宅介護福祉用具購入費給付事業	
				④	居宅介護住宅改修費給付事業	
				⑤	居宅介護サービス計画給付事業	
				⑥	特例居宅介護サービス計画給付事業	
97	長寿課	介護保険特別会計	地域密着型介護サービス事業	①	地域密着型介護サービス給付事業	
				②	特例地域密着型介護サービス給付事業	
98	長寿課	介護保険特別会計	施設介護サービス事業	①	施設介護サービス給付事業	
				②	特例施設介護サービス給付事業	
99	長寿課	介護保険特別会計	介護予防サービス事業	①	介護予防サービス給付事業	
				②	特例介護予防サービス給付事業	
				③	介護予防福祉用具購入費給付事業	
				④	介護予防住宅改修費給付事業	
				⑤	介護予防サービス計画給付事業	
				⑥	特例介護予防サービス計画給付事業	
100	長寿課	介護保険特別会計	地域密着型介護予防サービス事業	①	地域密着型介護予防サービス給付事業	
				②	特例地域密着型介護予防サービス給付事業	
101	長寿課	介護保険特別会計	介護予防・生活支援事業	①	介護予防ケアマネジメント事業	
				②	介護予防・生活支援サービス事業	
102	長寿課	介護保険特別会計	地域いきいき事業	①	地域いきいき事業	
103	長寿課	介護保険特別会計	包括的支援事業（地域支援事業等）	①	包括的支援事業（地域支援事業等）	
104	長寿課	介護保険特別会計	介護保険・任意事業	①	介護保険・任意事業	
105	保険医療課	後期高齢者医療特別会計	後期高齢者医療・健診事業	①	健診事業	
106	環境課	卯塚墓園事業特別会計	卯塚墓園事務事業	①	卯塚墓園事務事業	
107	区画整理課	公園西駅周辺土地区画整理事業特別会計	公園西駅周辺・区画整備事業（区画整理事業）	①	公園西駅周辺・区画整理整備事業	
108	区画整理課	公園西駅周辺土地区画整理事業特別会計	公園西駅周辺・区画整理関連事業	①	公園西駅周辺・区画整理関連事業	

平成30年度（平成29年度実施施策）施策評価（S票）対象一覧（予定）

NO	担当課	施策名【S票】	備考（期間等）	外部評価実績 （過去5年）
1	経営企画課	総合計画事業	現計画期間：～平成30年度末	
2	経営企画課	自治基本条例事業	平成30年度施行予定	
3	経営企画課	幸せのモノサシづくり	平成25年度～	
4	人事課	時間外勤務の削減		H29
5	人事課	女性管理職登用		
6	行政課	文書の削減計画	平成27年度～	
7	財政課	5S運動	平成27年度～	H29
8	財政課	市役所周辺整備	平成28年度基本計画完成	
9	たつせがある課	リリモテラス構想	平成27年度基本計画策定	H29
10	安心安全課	交番誘致事業		
11	安心安全課	安心メール事業		
12	環境課	自然環境調査		
13	生涯学習課	スポーツターミナル構想	平成28年度基本構想策定	
14	生涯学習課	古戦場公園再整備事業	平成28年度計画の一部策定	
15	福祉施策課	地区社会福祉協議会の推進		
16	長寿課	在宅医療・介護連携事業の推進		
17	長寿課	福祉の家利活用推進	再整備計画策定中	
18	長寿課	敬老事業	平成29年度見直しを実施	
19	子育て支援課	保育所整備（上郷保育園）計画	基本構想策定中	
20	子育て支援課	子ども教室と児童クラブの一体型の推進		
21	土木課	狹隘道路事業		
22	土木課	香流川近自然工法による整備		
23	土木課	道路・河川維持修繕		H27
24	土木課	公共物の管理の移行		H29
25	都市計画課	耐震度調査と耐震補強事業		H26
26	みどりの推進課	里山保全事業	平成27年度里山プラン策定	
27	みどりの推進課	都市公園の整備		
28	みどりの推進課	田園バレー整備事業		
29	下水道課	下水道事業の拡大抑制、汚泥処理方法		
30	下水道課	公営企業会計の導入		
31	給食センター	給食の提供		

長久手市行政評価票（A票：事業評価票）

事業番号	5	—	事業名	平和行政事業			担当部課	総務部行政課	
基本情報	総合計画	基本方針	5	みんなの力を結集する自治と協働のまち			会計	1 一般会計	
		分野別項目	1	住民と行政が協働するまちづくりを進める			款	2 総務費	
		施策の進め方	—				項	1 総務管理費	
	まちづくり 行程表	フラッグ	F1	「つながり」～一人ひとりに役割と居場所があるまち～			目	1 一般管理費	
		政策分類	1	住民の力を生かした新しい役割分担の仕組みをつくる			大事業	8 平和行政事業	
	その他(関係法令、要綱等)	長久手市平和事業推進委員会設置要綱							
事業開始の背景、経緯等	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年9月30日に非核平和都市宣言を行ったことをきっかけに、非核平和都市にふさわしい取組をすすめている。 平成28年5月31日に長久手市平和事業推進委員会を設置した。 								
事業目的等	事業内容	(どのような事業なのか) ・平和活動に尽力するための啓発、催事等を行う。							
	事業対象	(誰、何を対象にしているか) ・市民(市民の平和に対する意識)							
	事業意図	(対象をどのような状態にしたいか) ・市民が主体となり、戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に伝承していけるように後方支援を行う。							
	事業を構成する事務事業	① 平和行政事業	拡充	④					
	②			⑤					
	③			⑥					
コスト推移	項目	単位	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	事業費(A)	千円	予算				1,523	2,871	1,315
			決算				1,408	2,777	
	人件費(B)	千円	決算				5,041	3,743	
総コスト(A)+(B)	千円	決算				6,449	6,520		
成果推移	成果指標	単位	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	A 事業全体の市民分担割合	%	目標				70	75	
			実績				80		
	B 原爆写真パネル展の観覧者数	人	目標			100	100	500	
			実績			100	564		
	C		目標						
実績									
【指標の説明】(指標の設定根拠、数値目標の設定根拠など)									
A 事業全体に係る市民が担う割合により、市民主体の高さが判断できる。(事業に係る時間数の割合により算出)									
B パネル展示の観覧者数の増減から、市民の平和行政に関する関心度の高さが判断できる。									
C									
環境変化	他市町での取組状況や事業を取り巻く環境変化	(他市町における同様の取組での特徴的な点、制度の変更、ニーズの変化、技術の変化など) ・千葉県我孫子市では、平和事業推進市民会議を設置して、平和事業を推進している。 ・東京都小平市では、市民懇談会を設置し、行政との協働により平和事業の推進に取り組んでいる。							
評価	目標達成状況	(成果指標等の目標に対する達成状況や進捗状況など) ・平成28年度は、原爆写真パネル展に戦争に関する資料を加えるなど手法を工夫したことから、実績目標を上回った。							
	事務事業全体を見た課題	(構成している事務事業それぞれの評価を踏まえ、全体的な課題を整理) ・啓発事業が少なく効果に広まりがないため、市民を巻き込んで広く効果的な啓発活動ができるとよい。							
今後	今後の方向性	(事業の成果を高めるための事務事業の方向性) ・例年実施している平和事業を定着させながら、市民で構成する「長久手市平和事業推進委員会」での取組を継続する。 ・市と市民の取組が両輪となり、互いの特性に応じた役割を担うことで、継続性のある平和事業の取組の拡大を図る。							
	中長期の目標	(いつごろまでに事業をどのような状態にしたいか) 2021年(平和事業推進委員会設立から5年後)までに、事業全体の市民分担割合を90%にする。							

＜資料2・参考（平成29年度（平成28年度実施事業）行政評価票）＞
長久手市行政評価票（B票：事務事業評価票）

		事業名		平和行政事業										
番号	①	事務事業名	平和行政事業		款	2	項	1	目	1	大事業	8	中事業	1
事務事業の期間	事務事業開始年度	平成27年度			終了（予定）年度	—								

1. 事務事業の目的

対象・手段	<p style="font-size: small;">（誰、何に対し、何をどのように実施しているのか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民を対象 ・ 原爆写真パネル展、語り部による戦争体験を聞く集い及び中学生広島平和体験学習事業を年1回、終戦記念日前後に実施している。 ・ 懸垂幕による啓発を実施している。
意図	<p style="font-size: small;">（対象をどのような状態にしたいか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戦争の悲惨さや平和の尊さを後世に語り継ぐことで、市民の平和に対する意識の醸成を図る。

2. コスト推移

項目	単位	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
事業費	千円	予算			1,523	2,871	1,315
		決算			1,408	2,777	

3. 活動推移

活動指標	単位	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
語り部の参加者数	人	目標			—	80	80
		実績			—	134	
原爆写真パネル展の観覧者数	人	目標			100	100	500
		実績			100	564	

4. 事務事業を取り巻く環境変化

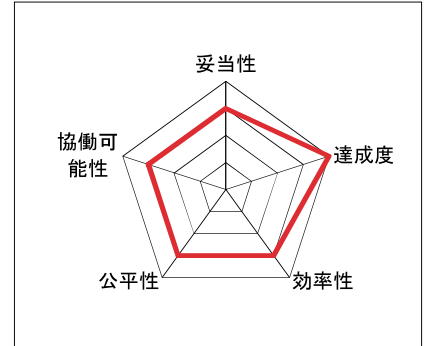
<p style="font-size: small;">（制度の変更、ニーズの変化、技術の変化など）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非核平和都市宣言をきっかけに、市民の思いを尊重した事業の取組を推進していく。 	
--	--

5. 前年度からの改善状況

<p style="font-size: small;">＜参考：前年度の事務事業評価のコメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2つの活動について、概ね目標を達成できているが、次年度は市民で構成する「長久手市平和事業推進委員会」を設置し、年間スケジュールや事務事業を見直す。 ・ 平和首長会議参加団体等と情報共有し、本市にふさわしい啓発事業を実施する。 	
<p style="font-size: small;">（何をどのような状態に改善したのか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民が主体となって事業に取り組むことができるよう、市民で構成する長久手市平和事業推進委員会を設立した。 ・ 他団体から情報を入手し、この委員会が事業を提案した語り部による戦争体験を聞く集いを実施するなど市民と行政で事業の協働をすることができた。 	

6. 評価

項目	評価
妥当性	3
達成度	4
効率性	3
公平性	3
協働可能性	3



【アピールポイント】

<p style="font-size: small;">（活動内容でアピールしたいこと、良かったことなど）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政は、市民の提案を事業として実現するために、サポート役に徹することができた。 	
--	--

【ウイークポイント】

<p style="font-size: small;">（活動内容で失敗したこと、改善が必要なことなど）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の準備、開催にあたっては、体力が求められるので、若い世代に対して協力を求める必要がある。 	
--	--

7. 今後の方向性

拡充

【コメント】

<p style="font-size: small;">（改善の方法、今後の具体的展開など）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後減少していく戦争体験者の貴重な経験を広く情報収集し、記録として保存していく。 ・ 市民主体の取組を継続していくために、幅広い世代の参画を促す。 	
--	--

<資料 2 ・ 参考（平成 2 8 年度事業の主要事業の成果）>

一般 会計

総務費

部名 総務部

課名 行政課

No 2

1 事業名	平和行政事業				
キャッチコピー	非核平和を市民と共に後世に残します。				
	款 2	項 1	目 1	大事業 8	中事業 1
	決算書		77～		頁

2 予算額及び決算額（千円）

H28当初予算	H28決算
2,871	2,777

3 総合計画・フラッグでの位置づけ

総合計画 5 みんなのちからを結集する自治と協働のまち

4 全体事業概要（目的・必要性・効果）

平成 2 6 年 9 月 3 0 日に非核平和都市宣言を行ったことをきっかけに、平成 2 8 年度も非核平和都市にふさわしい取組を進めてきました。
平成 2 8 年 5 月 3 1 日に設置した長久手市平和事業推進委員会が主体となり、戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に伝承していけるように啓発、催事等を行いました。

5 活動状況（活動実績）

【主なコスト】
 (1) 委託料 2,572千円
 広島平和体験学習事業委託
 戦後記念誌作成委託
 (2) 報償費 91千円
 平和事業推進委員会報償金
 被爆体験講話報償金

【活動実績】
 (1) 中学生広島平和体験学習事業
 平成 2 8 年 8 月 2 4 日から 8 月 2 5 日まで、抽選で選ばれた市内中学生 1 6 人が広島市を訪問し、広島平和記念資料館や原爆ドームなどを見学し、被爆体験者の講話を聞いて、戦争の悲惨さや平和の意義について学びました。
 (2) 原爆写真パネル展事業
 平成 2 8 年 8 月 9 日から 8 月 1 4 日まで、文化の家展示室において広島平和記念資料館から借用した「原爆写真パネル」約 3 0 枚と市民から借用した戦時中の資料を展示しました。
 (3) 語り部による戦争体験を聞く集い事業
 平成 2 8 年 8 月 1 1 日に中央図書館 2 階 A V ルームにおいて戦争体験者による講話を行い、市平和事業推進委員が語り部を務めました。
 (4) 被爆二世樹木の植樹
 「平和を愛する心」・「命あるものを大切に作る心」を後世に継承することを目的として、広島市平和首長会議から無償提供を受け、平成 2 8 年 1 0 月 4 日に北中学校にアオギリ、平成 2 8 年 1 0 月 2 7 日に東小学校にクスノキを、児童会・生徒会役員等が中心となって被爆二世樹木の苗を植樹しました。
 (5) 戦後記念誌の発刊
 市民からの「戦争体験寄稿文」と広島平和体験学習に参加した中学生の「感想文」を基に市平和事業推進委員会が編集会議を重ね、8月15日の終戦記念日に『戦後70年記念誌』を500部発刊しました。